

平成26年度  
包括外部監査結果報告書

概要版

基金の管理と運用について

平成27年3月

久留米市包括外部監査人

福田 有史

## ～ 包括外部監査（概要版） 目次 ～

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	1
	（1）監査の着眼点	1
	（2）実施した主な監査手続	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助したもの	3
8.	利害関係	3
第2章	基金の概要	4
1.	基金の種類	4
2.	各基金年次推移表	4
第3章	基金の管理と運用について	6
1.	基金方針	6
2.	公金の保全策等	6
3.	公金の管理運用	6
4.	体制	7
5.	これまでの取り組み	7
6.	過去5年間の資金運用収入・利回りの推移	9
7.	過去5年間の年度末の基金の運用形態別残高の推移と運用収入の平均利回りの推移	10
8.	国債等の長期運用について	11
9.	貸付による運用について	12
10.	監査手続について	13
11.	監査の結果及び意見	13

第4章 財政状況について（財政健全化）	15
1. 市債について	15
(1) 一般会計の市債の分類	15
① 「臨時財政対策債」	15
② 「通常債」	16
③ 過去3年分の市債残高の推移及び内訳	17
2. 将来負担比率について	19
(1) 将来負担比率年次推移表	19
(2) 財政健全化審査意見書より将来負担比率について	20
(3) 中核市H24年度決算に基づく健全化判断比率との比較	22
3. 通常債（市負担分）と基金残高の推移	23
 第5章 各種基金の残高確認について	 24
1. 各種基金「残高確認」監査手続	24
2. 直接確認実施結果表（現金＝預金）	25
3. 預り証等残高確認実施結果表（債券・有価証券）	27
4. 意見	29
 第6章 各基金総括表	 30
1. 各基金総括表	30
2. 総括	33

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件

基金の管理と運用について

### 3. 特定の事件を選定した理由

基金については、地方自治法第241条で規定されているとおり、条例に基づき積立、保管、運用等が適切に執行され、その設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが求められている。

久留米市では、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「久留米市行政改革行動計画」を策定し、計画の大きな柱として財政構造の改善を図っている。本計画の取組項目の1つとして、基金をはじめとする資金の効率的な運用を挙げ、歳入確保の推進に取り組んでいる。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、久留米市が設置している基金に関して、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証することは、今後の適正な行財政運営に資するものと考え、特定の事件として選定した。

### 4. 包括外部監査の対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度に及ぶことにした。

### 5. 包括外部監査の方法

#### (1) 監査の着眼点

市が保有する各基金の当初の設置目的・趣旨の再検討（今後の存続の意義・存続の場合のあり方等含む。）を行い、現実に財務事務の執行（管理及び運用）における合規性・経済性・効率性・有効性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

- ① 各基金の当初の設置目的・趣旨が時代の流れに即応しているかどうか等の有効性の検討を行う。さらに、あり方の見直し（必要性）を行い廃止・統合等についても検証する。（有効性・必要性）

- ② 各基金の積立が本来の趣旨に沿ったものであるかどうかと共に、財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかの検討を行う。(合規性)
- ③ 各基金の保管・運用に係る財務事務が関係法令・条例・規則等に準拠して経済的に行われているかどうかの検討を行う。(合規性・経済性)
- ④ 各基金が充当されている事業等について設置条例の目的等と合致し、有効かつ効率的に実施されているかどうかの検討を行う。(合規性・効率性)
- ⑤ 本来の趣旨目的外の各基金の取崩しに対しての適切な理由が関係法令・条例・規則等に準拠しているかどうかの検討を行うとともに効率的な判断がなされているかどうかの判定を行う。(合規性・効率性)

## (2) 実施した主な監査手続

(1) に掲げた監査の着眼点に基づき、各基金の実態を調査・検討するために実施した主な監査手続は、以下の通りである。

- ① 各基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認する為、各部署の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、各条例等との突合を行う。
- ② 各基金の平成25年度中の増減内容を確認するとともに、内容について個別に分析を行い、事業に充当した場合の適切性、さらに運用状況についても各部署の担当者にヒアリングを行い、証憑突合・帳簿突合等を実施し、実態に則した適切な処理がなされているかどうかの検証を行う。
- ③ 平成26年3月31日現在の各基金の残高の实在性を確かめるため、預金残高及び有価証券残高については、金融機関等に残高確認を行うとともに、それ以外の残高については必要に応じて現物実査を行う。  
さらに帳簿残高と確認残高が相違した場合には、担当部署の担当者に確認するとともに、差額の調整について分析を行う。また、預金名義は誰か、印鑑の保管、運用は適切か等についても検証を行う。
- ④ 各基金残高の安定的・安全的確保の為に、運用状況が機会損失の発生するような状況になっていないかどうかの判断を行い、さらには運用形態が適切であるかどうかの検証を行う。
- ⑤ 各基金の趣旨目的外の取崩しについては、その理由を各担当部署の担当者にヒアリングし、関係法令・条例・規則等に合致しているか突合をするとともに、その理由自体の妥当性の検討を行う。

## 6. 包括外部監査の実施期間

平成26年6月19日～平成27年3月31日

## 7. 包括外部監査人を補助したもの

黒岩 延時 (公認会計士)  
松尾 英二 (公認会計士)  
香月 孝文 (公認会計士)  
川野 武志 (公認会計士)  
小林 正幸 (弁護士)  
永松 雄一郎 (税理士)  
江上 英介 (公認会計士試験合格者)

## 8. 利害関係

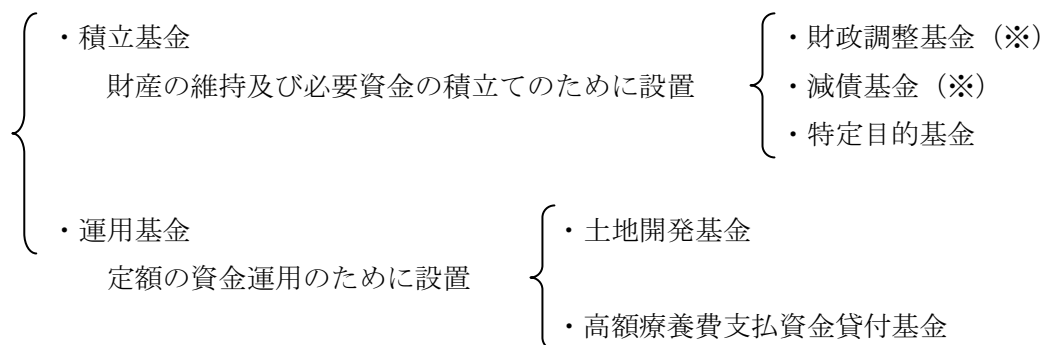
地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 基金の概要

### 1. 基金の種類

#### ○ 基金の種類

地方自治法第241条第1項において、基金は積立基金と運用基金に分類される。



(※) 財政調整基金及び減債基金についての設置根拠法は、地方財政法。

#### ○ (定額) 運用基金

当該基金の原資を使って貸付や用地の先行取得を行うといったもの。

※ 基金の運用により生じた利子のみを活用する基金は、特定目的基金の一種。  
(振興基金など)

### 2. 各基金年次推移表

各基金年次推移表

(単位：千円)

区 分	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
財政調整基金	1,706,981	1,723,074	2,708,103	4,701,117	6,239,856
都市建設基金	402,261	402,609	402,908	403,165	403,424
久留米市土地開発基金	2,870,530	2,874,228	2,878,719	2,885,122	2,888,213
久留米市高額療養費支払資金貸付基金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
久留米市社会福祉振興基金	144,512	145,466	146,330	148,255	149,063
久留米市ふるさと文化創生基金	191,317	184,692	184,892	184,692	184,872
久留米市国際交流基金	163,037	158,812	158,812	158,812	158,812
減債基金	1,086,671	1,388,830	1,791,280	2,293,908	2,297,492
久留米市スポーツ振興基金	70,957	71,057	71,057	71,057	71,157
久留米市石橋福祉基金	154,349	154,467	154,584	154,681	154,780
久留米市総合都市プラザ整備基金	425,820	428,286	430,701	438,115	439,998
久留米市青少年健全育成基金	24,765	24,869	24,931	24,987	24,987

(単位：千円)

区 分	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
久留米市ふるさと・水と土保全基金	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407
久留米市歴史博物館建設基金	21,811	21,831	21,851	21,867	21,884
久留米市環境整備基金	55,053	51,281	51,326	51,363	51,399
久留米市子育て支援基金	190,522	178,249	178,249	178,199	178,199
久留米市営住宅整備基金	127,133	278,531	278,741	278,916	279,090
久留米市特別奨学金基金	47,885	36,747	28,127	20,072	12,088
退職手当基金	1,960,145	1,766,434	1,767,791	1,770,404	1,772,806
久留米市教育振興基金	7,872	7,879	87,196	95,956	79,871
久留米市振興基金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
久留米市国民健康保険財政調整積立基金	568,187	568,678	569,126	569,494	569,864
久留米市営駐車場整備基金	133,604	130,802	125,995	124,092	117,358
久留米競輪基金	237,194	237,384	287,576	287,760	287,953
久留米市介護給付費準備基金	1,215,149	1,216,128	1,217,171	1,217,999	1,218,779
久留米市境社会福祉基金	10,088	10,097	10,106	10,114	10,122
久留米市田主丸地域振興基金	251,429	183,976	171,661	138,816	93,065
久留米市北野地域振興基金	1,278,886	1,058,330	721,228	455,156	384,705
久留米市城島地域振興基金	623,501	558,206	451,148	369,732	319,065
久留米市三潞地域振興基金	1,013,637	961,749	833,502	708,348	453,837
久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	76,621	70,471	59,395	46,186	31,436
久留米市暴力追放推進基金	31,668	31,696	30,326	27,901	28,795
ふるさと久留米応援基金	3,093	16,117	15,019	11,440	7,307
久留米市広域定住自立圏形成基金	245,787	238,582	0	0	0
久留米市消防基金	604,239	515,314	515,701	516,032	516,365
久留米市介護従事者処遇改善臨時特例基金	60,114	60,173	0	0	0
久留米グリーン・ニューディール基金	87,800	87,877	0	0	0
地域活性化・公共投資基金	1,219,390	1,220,345	0	0	0
久留米市住民生活に光をそそぐ基金	0	50,000	50,000	0	0
久留米市地域・生活振興基金	3,008,000	3,011,050	3,015,199	3,021,164	3,025,835
久留米市産業技術振興基金	0	0	0	30,000	252,770
久留米競輪場施設等改善基金	0	0	0	290,200	440,494
久留米市地域経済活性化元気基金					3,287,017
合 計	24,415,415	24,219,724	23,534,158	25,800,529	30,548,165



### 第3章 基金の管理と運用について

地方公共団体における基金の管理については、地方自治法第241条第2項により「確実かつ効率的に運用しなければならない。」と規定されている。

そのような状況下、ペイオフ解禁下における久留米市公金について、自らの権限と責任に基づき適正な管理を行うため、『久留米市資金管理及び運用基準』（以下「基準」という。）を定めている。

#### 1. 基金方針

公金の管理に当たっては、「安全性」を最優先におき、「流動性」、「収益性」も考慮しつつ、適切な保全策等を講じ、確実かつ有利な公金管理に努めている。

#### 2. 公金の保全策等

公金の運用に当たっては、次の保全策等を講じている。

##### (1) 債務との相殺等

- ① 金融機関に対する預金債権と借入金債務との相殺
- ② 決済性預金の活用

##### (2) 公共債の購入

元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債及び政府保証債により運用を行っている。

#### 3. 公金の管理運用

##### (1) 管理区分

公金は、次の資金別に管理を行っている。

- ① 歳計現金
- ② 歳入歳出外現金
- ③ 基金

##### (2) 基金の運用

基金は、次に掲げる金融商品等により運用を行っている。

- (ア) 国債、地方債等
- (イ) 譲渡性預金
- (ウ) 大口定期預金
- (エ) 貸付
- (オ) 歳計現金への繰替運用

基金は、特定の目的のために積み立てられるもので、短期で運用するもの、長期で運用するものに区分し、国債、地方債等の債券、譲渡性預金、大口定期預金等で運用を行っている。

#### 4. 体 制

基金の運用については、総合政策部財政課が出納室と協議した上で方向性を決定し、実際の運用については出納室で歳計現金等と併せて一元的に実施している。各所管課と財政課から依頼を受け出納室では、会計管理者が適切な見通しを持って、安全かつ効率的に資金の運用が図れるように『公金管理運用委員会』を設置し運用方法を協議し、決定している。

『公金管理運用委員会設置要綱』によれば次のようになっている。

- ・ 所管事項 (1) 公金の運用の決定について  
(2) 公金の資金計画の策定方針について  
(3) 公金の入札指名業者の選定について  
(4) 公金の管理及び運用に係る重要な事項について
- ・ 構成 委員長 会計管理者  
副委員長 出納室主幹  
委員 出納室課長補佐、資金担当職員等  
必要があるときは委員以外の者の出席も可
- ・ 開催 必要に応じて

#### 5. これまでの取り組み

平成 16 年度 中期・長期国債、地方債(債券)での運用開始  
・ 定期預金から高利回りの国債、地方債等の債券を中心とした運用を開始する。(中期・長期国債等の購入)

平成 18 年度 短期の国債(政府短期証券)での運用開始  
・ 1 年以内の短期でしか運用できない基金を、繰替運用が必要となる時期まで、高利回りの政府短期証券で運用を開始する。

平成 19 年度 短期の国債(現先取引)での運用開始  
・ 運用期間が極端に短いため、これまで、普通預金、通知預金でしか運用できなかった資金を、高利回りの債券で運用するため、他市に先がけて債券の現先取引で運用を開始する。

基金の一括運用開始

- ・ 更なる高金利を確保するため、基金毎の運用ではなく、区分を取り払い、総額として一括運用することを開始する。

高利回り債券への預け替え

- ・ 市場金利の動向に着目し、含み益が生じた段階で売却することにより、収益性、効率性を向上させ、保有していた債券の利回り以上の債券を新たに購入する。

- 平成 21 年度 資金管理システム(財務会計連動型)の構築
- ・ 効率的な資金運用には、財務会計システム連動が不可欠と考え、他市に先がけて財務会計システム連動型の資金管理システムを構築し、次年度から活用する。  
これにより、これまで手作業での把握に頼っていたために、職員の入力漏れ、誤り等により、常時発生していた無駄な資金が削減されることになり、その資金を高利回りの債券等で運用できるようになる。
- 平成 22 年度 繰替運用から一時借入金へ
- ・ 歳計現金の一時的な資金不足の補填財源を、これまでの基金から取り崩して歳計現金に充てる繰替運用から、金融機関からの借入金で対応することに変更し、これまで繰替運用するために短期間でしか運用できなかった資金で、高利回りの長期債券を購入する。
- 平成 23 年度 団体への貸付開始
- ・ 財団法人等の資金不足に伴う金融機関からの借り入れ金利に着目し、保管基金を市場金利よりも低い金利で団体に貸付を行う。
- 平成 24 年度 ポートフォリオ構築への取り組み開始
- ・ 金利変動の影響を平準化し、長期安定的な運用方法としてラダー型で運用を開始する。(10年計画)
- 平成 25 年度 譲渡性預金の積極的活用
- ・ 短期運用商品の主流である債券の現先取引の更なる金利低下に伴い、それに替わるものとして、譲渡性預金を積極的に活用する。
- 異次元の金融政策に対応
- ・ 金融政策により、国債の品不足に対応するため、入札様式を一部変更し、国債の確保を図る。

## 6. 過去5年間の資金運用収入・利回りの推移

### ①資金運用先別の運用収入と利回りの推移

年度 種類	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
普通預金	780千円 0.04%	700千円 0.02~0.04%	356千円 0.02~0.03%	496千円 0.02%	420千円 0.02%
大口定期預金	1,917千円 0.20%	894千円 0.15~0.26%	700千円 0.08~0.2%	29千円 0.04~0.5%	433千円 0.11%
選択型預金	750千円 0.75%	750千円 0.75%			
譲渡性預金		299千円 0.11%		85千円 0.10%	4,221千円 0.075~0.10%
通知預金	89千円 0.06%	250千円 0.04~0.05%	197千円 0.03%	0千円	0千円
現先	3,540千円 0.07~0.13%	9,375千円 0.07~0.12%	11,196千円 0.08~0.10%	8,731千円 0.04~0.102%	4,808千円 0.02~0.095%
国債等	71,793千円 0.14~1.48%	62,241千円 0.11~1.48%	67,008千円 0.10~1.48%	67,848千円 0.40~1.48%	67,760千円 0.05~1.48%
貸付	3,581千円 0.50%	1,855千円 0.27%	3,761千円 0.24~0.31%	12,162千円 0.23%~0.24%	6,688千円 0.13~0.18%
繰替	3,141千円	1,347千円	343千円	248千円	426千円
合計	85,591千円 0.04~1.48%	77,711千円 0.02~1.48%	83,561千円 0.02~1.48%	89,599千円 0.02~1.48%	84,756千円 0.02~1.48%

### ②長期、短期運用別資金運用収入の推移

(単位：千円)

年度 区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
長期運用	70,774	62,943	66,848	67,848	67,728
短期運用	7,226	10,443	11,999	8,816	9,473
その他運用	7,591	4,325	4,714	12,935	7,555
合計	85,591	77,711	83,561	89,599	84,756

その他運用は繰替運用と貸付による運用が主なものである。

## 7. 過去5年間の年度末の基金の運用形態別残高の推移と運用収入の平均利回りの推移

### ①年度末基金の運用形態別残高の推移

(単位：千円)

年度 種類	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
預金	16,007,228	16,691,087	12,490,960	18,858,161	23,501,269
有価証券	5,898,756	5,998,206	6,198,121	6,097,937	6,294,168
土地	900,000	—	—	—	—
貸付金	1,609,431	1,530,431	4,845,077	844,431	752,728
合計	24,415,415	24,219,724	23,534,158	25,800,529	30,548,165

### ②運用収益の平均利回りの推移

(単位：千円)

年度 項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
基金平均残高※ A	21,767,071	24,317,569	23,876,941	24,667,343	28,174,347
運用収入 (基金分) B	85,591	77,711	83,561	89,599	84,756
平均利回り B/A(%)	0.393%	0.320%	0.350%	0.363%	0.301%

※ 基金平均残高は (前年度末基金残高+当年度末基金残高) ÷ 2 で計算している。

## 8. 国債等の長期運用について

長期の資金運用の代表的なものは国債など債券の購入による運用である。久留米市は『久留米市債券運用指針』（平成14年11月1日施行）を定めており、これに従って運用を行っている。

その内容の要約は以下のようなものである。

(運用の基本的目標)

(1) 計画に基づく運用

資金需要の見通しに応じた運用計画に基づき、確実かつ効率的な運用を行う。

(2) 確実性の確保

元本の安全性の確保を最重視するとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスクの低減に対応した運用を行う。

(3) 効率性の確保

資金の運用期間に対応した有利な債券運用を行う。また、運用ロットの管理、運用事務の簡素化などにより、効率的な運用を行う。

(4) 市財政の強化に資するため、積極的な債券運用を行う。

(運用対象)

運用する債券については国債、地方債、政府保証債などの元本償還及び利息支払いが確実な債券とする。

※過去5年間の債券での運用に充てられた基金の金額と運用収入の推移は以下のようなものである。

(運用額はのべ額)

(単位：千円)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	上段:運用額 下段:運用収入	上段:運用額 下段:運用収入	上段:運用額 下段:運用収入	上段:運用額 下段:運用収入	上段:運用額 下段:運用収入
久留米市振興基金	4,005,500	4,005,000	4,005,000	4,005,000	4,495,000
	44,024	45,058	45,058	45,058	43,043
財政調整基金	2,000,000	2,600,000	1,800,000	1,700,000	1,700,000
	23,050	15,245	19,900	20,900	20,900
減債基金	—	—	—	—	500,000
	—	—	—	—	2,233
総合都市プラザ整備基金	800,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	2,672	1,890	1,890	1,890	1,552
合計	6,805,500	7,005,000	6,205,000	6,105,000	7,095,000
	69,746	62,193	66,848	67,848	67,728
平均利回り	1.02%	0.89%	1.08%	1.11%	0.95%

## 9. 貸付による運用について

久留米市外郭団体への貸付けは合併前から旧市町村で個別に行われていたが、平成23年度より団体への貸付を積極的に行い運用収入を増やす取り組みを行っている。貸付先の中心となるのは久留米市土地開発公社である。久留米市土地開発公社は長期保有の土地及び久留米市が取得依頼した先行取得の土地のための必要資金を市中の金融機関からの1年間の短期借入により賄っている。土地開発公社は土地などの不動産を多く保有しており、財務内容も資産超過であり健全であることから回収不能の危険性は無いため金融機関より低利の条件を提示し積極的に貸付を行うことにより運用収入の増加を目指す取り組みを行っているものである。貸付期間は短いもので2~3ヶ月であるが1年のものが多い。年度末には返済されるものが多いため期末の貸付金残高に運用額は反映されない。

団体への運用高の合計額と運用収益の推移を平成23年度から平成25年度までの貸付先と充当された基金との対応で表すと以下ようになる。

<貸付先別運用額と運用収入（利子）の推移>（運用額はのべ額）（単位：千円）

年 度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	運用額	運用収入	運用額	運用収入	運用額	運用収入
貸付先						
土地開発公社	3,460,083	1,898	5,278,568	10,229	3,974,358	5,840
開発公社	581,000	1,848	542,000	1,272	503,000	847
都市公園管理センター	5,000	15	—	—	—	—
運用額合計	4,046,083	3,761	5,820,568	11,501	4,477,358	6,687
利率	0.246~0.318%		0.233~0.246%		0.135~0.207%	

<貸付に運用された基金と運用収入（利子）の推移>（運用額はのべ額）（単位：千円）

年 度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	運用額	運用収入	運用額	運用収入	運用額	運用収入
種 類						
地域生活振興基金	2,279,584	1,825	2,349,772	5,526	3,346,486	4,613
土地開発基金	—	—	1,181,829	2,826	—	—
財政調整基金	171,625	18	72,660	171	—	—
減債基金	581,000	1,848	925,503	1,489	105,668	149
退職手当基金	—	—	1,290,804	1,488	1,025,204	1,925
介護給付費準備基金	1,008,873	54	—	—	—	—
その他	5,000	16	—	—	—	—
運用額合計	4,046,083	3,761	5,820,568	11,501	4,477,358	6,687

※ 利率は債券等運用利率を下限とし、直近の金融機関からの借入金等の利率を上限として両者の平均値を算定し、貸付の利率としている。

貸付先の選定については、地方自治法235条の4に「歳入歳出に属する現金は政令に基づき、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされており貸付の回収が確実に保証されている団体に限定している。土地開発公社は市が債務保証をしており、また、開発公社は損失補償を設定しているため回収が確実であり、安全性が担保されている相手先として選定されている。

## 10. 監査手続について

基金の運用は久留米市高額療養費支払資金貸付基金を除いて出納室が歳計現金とまとめて一元的に管理、運用をしているために出納室担当者へのヒアリングを中心に実施した。

- ①過去5年間の運用実績資料を入手し、『久留米市資金管理及び運用基準』に従った運用が行われているかを検討した。
- ②過去5年間の運用実績資料を入手し、「安全性」を確保した上で、効率的運用ができていないかを検討した。
- ③『公金管理運用委員会』の開催状況について質問し、効果的な協議が行われているか検討した。
- ④国債など債券による運用について管理資料を入手し、『久留米市債券運用指針』に従って効率的な運用が行われているかを検討した。
- ⑤団体への貸付金について貸付の決定方法、実行方法について決裁資料を入手し妥当性を検討した。

## 11. 監査の結果及び意見

久留米市における基金の運用については比較的早期から「収益性」を重視し、他市に先駆けて債券の現先取引に取り組み、国債や地方債などの債券による運用、団体への貸付による運用、譲渡性預金による運用等種々の金融商品の特性を理解した上で「安全性」を最重視した運用を行ってきたことは評価できる。一方、市場の金利動向は下落の傾向から反転する様子を見せず、10年物の国債の利回りは0.405%と史上最低の水準となっており、今後の運用収益確保のため更なる取り組みの強化が期待されることである。そのような観点から監査の結果として以下の項目について意見として提言を行うものである。

### (1) 基金運用を担当する出納室の体制を強化すべきである。(意見)

平成25年度末の基金残高は現金預金が23,501百万円、国債などの債券が6,294百万円、貸付金が752百万円である。このうち、債券と貸付金は長期で運用されており、出納室が日々運用を検討しているのは現金預金の23,501百万円である。この現金預金は期中は現先取引、譲渡性預金、大口定期預金や短期の貸付金などで運用され年度末に殆どが普通預金や決済性預金に戻されている。短期の延べ運用額は貸付金も含めて4,456億円にも上る。この膨大な基金の運用を担当する出納室のメンバーは主幹、課長補佐2名、主査、資金担当職員の5名である。資金の運用にはそれなりの専門的知識が必要であるが、少人数で効率的な運用が行われているのは経験によるところが大きい。異動の多い地方自治体の人事の中では比較的異動が行われていない部署といえる。資金を扱う部門では特に内部統制を強化した組織が要請される。専門性が高い職務であるため後継者が育ちにくいことも含め、相互に補完しあえる余裕をもった体制づくりが必要である。

### (2) 公金管理運用委員会の議事録を作成すべきである。(意見)

公金管理運用委員会は平成24年4月1日に設置されてから、月に1回程度の頻度で必要に応じて開催されているとのことであるが、議事録は作成されていない。具体的な運用の方針や、決定に至った過程を議事録として残しておくことは後日の貴重な参考資料となる。異動により担当



者が代わった場合など特に貴重な資料となるものである。何より、委員会が形骸化しないようにするために議事録を作成すべきである。

(3) 長期運用可能な基金の増加を検討すべきである。(意見)

直近5年間の基金の運用収益の平均利回りは0.3~0.4%で推移している。長期の債券で運用している基金の平均利回りは近年下がってきてはいるが1%近辺で推移している。平成25年度では長期の債券で運用された基金は残高7,095百万円に対し運用収益は67百万円確保しており平均利回りは0.95%となっている。これに対し短期で運用された基金は残高23,501百万円に対し、運用収益は9,473千円であり平均利回りは0.1%以下である。短期運用の基金は年度末には普通預金か決済性預金で保有しておかねばならず、利回りのいい商品はあまり無いため運用収益の増加には限界がある。全体の基金の中で長期で運用されている基金の割合は全体の2割程度であり、長期運用できる基金を増やすことができれば運用収益の増加に大幅に寄与することができる。しかし、基金にはそれぞれ目的があり、取り崩しを要する事態が生じれば基金の引き出しが可能な形で運用していなければならないという制約がある。現在、長期の債券で運用されている基金は総合政策部所管の基金などで政策的に長期に保有しておく必要があり、長期で運用しても影響が出ないような基金に限られている。その他の所管課の保有する基金については目的がある基金を長期で拘束されることはリスクがあるため長期で運用することが難しいのが現状である。

個々の基金でみた場合はリスクに備えて全額について流動性を確保しておく必要があるが、全体として考えた場合、つまり突発的に個々の基金に多額の取崩を必要とする事態が生じたとしても基金全体で、ある程度の流動性が確保されており、取り崩す事態が生じた基金に現金が融通できるのであれば、23,501百万円の預金で保有されている基金のすべてに流動性が確保される必要はなく、そのうちの何割かは長期の債券の購入などに回すことができ、運用収益を多く得られるようになる。

各部課が保有する基金の内容や取崩し要因が生じた場合の必要額を精査し、基金全体として流動性が要求される額を余裕を持って算定し、個々の基金に多額の取崩が生じた場合はこの中から支払が確保されるような仕組みを作り、何割かを長期で運用できるような協議ができる体制づくりを検討すべきである。

## 第4章 財政状況について（財政健全化）

地方公共団体は、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」により、財政状況の健全度を示す指標である「健全化判断比率」を公表することが義務付けられている。健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つがある。

4つの指標のうち、市債の償還など地方公共団体が将来負担すべき債務の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである「将来負担比率」の算定において、その要素となる市債残高や基金残高について検討する。

### 1. 市債について

平成25年度決算における久留米市の一般会計の市債残高は、約1,264億円である。その内訳は、「臨時財政対策債」が424億円、「通常債」が840億円となっている。

#### （1）一般会計の市債の分類

##### ①「臨時財政対策債」

「臨時財政対策債」とは、国から毎年度交付される地方交付税の未交付分相当額を借入する地方債（市債）である。※

この臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が後年度の地方交付税に算入されることとなっている。したがって、市税などの独自財源でこれを負担することはない。

※

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、毎年度、地方公共団体毎に必要な交付額を算定し、交付される。(A)

また一方、地方交付税の財源は、国税（所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税）の一定割合となっているが、この財源合計額が(A)で必要とされる地方交付税の総計よりも少ないため、財源不足が生じている。

この財源不足分は、国と地方で折半して負担することとされており、その地方負担分が「臨時財政対策債」として各団体に割り振られ、各団体がこれを用いて借入をすることにより地方交付税の不足分を穴埋めする。

## ②「通常債」

「通常債」とは、地方財政法第5条ただし書きに列挙された地方債の対象とすることができる経費\*\*に充てる地方債（市債）である。

「通常債」の中には、財政力の弱い地方公共団体でも、必要な社会資本整備などが実施できるよう、地方債を発行して事業を実施し、償還時に地方交付税に算入される仕組みが設けられているものがある。

地方交付税へ算入される割合は事業の種類ごとに異なるが、市債残高のうち地方交付税へ算入される額を積み上げると472億円になる。

**\*\***

地方財政法第5条ただし書きに列挙された経費

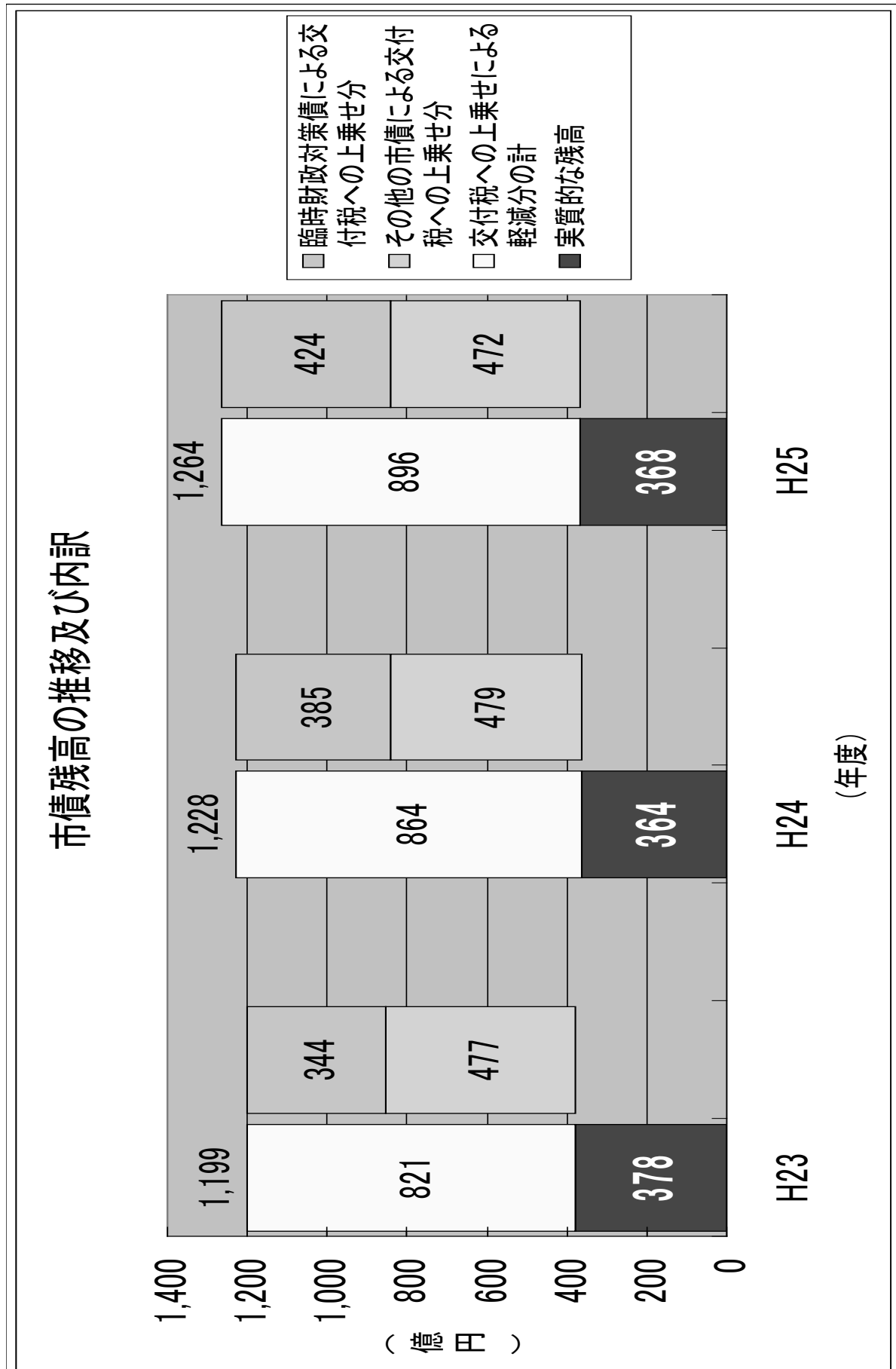
- ・ 公営企業に要する経費
- ・ 出資金及び貸付金
- ・ 地方債の借換えに要する経費
- ・ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- ・ 公共施設、公用施設の建設事業費等 ← 【通常債残高の主なもの】

したがって、市債残高のうち市税などの独自財源で負担する分は、

$$1,264 \text{ 億円} - (\textcircled{1}424 \text{ 億円} + \textcircled{2}472 \text{ 億円}) = 368 \text{ 億円}$$

となっている。

③ 過去3年分の市債残高の推移及び内訳



## 財政指標の推移

### 健全化判断比率

「地方公共団体の健全化に関する法律」(以下「法」)によって公表が義務付けられた、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。4つの指標のうち1つ以上が早期健全化基準に達した場合、財政健全化計画を策定することが義務づけられている。

	指標	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準
法によるもの	実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	11.25
	連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	16.25
	実質公債費比率(%)	5.1	4.6	4.3	3.9	3.7	25.0
その他	将来負担比率(%)	50.2	26.8	20.7	9.1	4.5	350.0
	経常収支比率(%)	94.3	91.7	90.9	93.2	92.4	-
	財政力指数	0.679	0.643	0.622	0.615	0.623	-

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」の「-」は、赤字が生じていないことを示している。

## 2. 将来負担比率について

### (1) 将来負担比率年次推移表

(単位：千円・年度)

①地方債現在高のうち普通会計負担	②債務負担行為に基づく支出予定額	③退職手当見込額	④第3セクター負債のうち普通会計負担額	⑤充当可能財源
H21 : 135,977,120	H21 : 4,701,670	H21 : 21,330,871	H21 : 3,179,301	H21 : 137,380,403
H22 : 139,468,709	H22 : 3,164,893	H22 : 19,963,862	H22 : 2,552,518	H22 : 149,813,443
H23 : 138,121,228	H23 : 2,218,339	H23 : 19,333,793	H23 : 1,437,116	H23 : 149,093,333
H24 : 141,035,486	H24 : 1,839,985	H24 : 18,394,319	H24 : 1,033,533	H24 : 157,038,147
H25 : 145,491,053	H25 : 1,957,732	H25 : 17,340,709	H25 : 482,716	H25 : 162,593,430

⑥将来負担額(①+②+③+④)	⑦ : ⑥-⑤
H21 : 165,188,962	H21 : 27,808,559
H22 : 165,149,982	H22 : 15,336,539
H23 : 161,110,476	H23 : 12,017,143
H24 : 162,303,323	H24 : 5,265,176
H25 : 165,272,210	H25 : 2,678,780

(分子)

(分母)

⑧標準財政規模	⑨元利償還金に係る交付税算入額	⑩将来負担比率 [(⑦)÷(⑧-⑨)]
H21 : 63,506,951	H21 : 8,176,520	H21 : 27,808,559 ÷ (63,506,951 - 8,176,520) = 50.2 %
H22 : 65,790,799	H22 : 8,669,077	H22 : 15,336,539 ÷ (65,790,799 - 8,669,077) = 26.8 %
H23 : 66,916,553	H23 : 9,035,746	H23 : 12,017,143 ÷ (66,916,553 - 9,035,746) = 20.7 %
H24 : 67,158,353	H24 : 9,394,652	H24 : 5,265,176 ÷ (67,158,353 - 9,394,652) = 9.1 %
H25 : 68,413,439	H25 : 9,811,467	H25 : 2,678,780 ÷ (68,413,439 - 9,811,467) = 4.5 %

〈説 明〉

① 普通会計+公営企業会計+一部事務組合

② 給食センターPFI, 国営土地改良事務負担金など

④ 土地開発公社+(財)開発公社

⑤ 基金+都市計画税収入見込+地方債残高のうち交付税算入見込など

⑧ 標準税収入+普通交付税等

→ 充当可能財源の内基金残高の推移(但し、5月末時点の充当可能金額であり、債券や他に充当できないものは除く)

H21 : 15,332,058 → H22 : 15,569,210 → H23 : 14,323,893 → H24 : 19,477,108 → H25 : 20,739,912

## (2) 財政健全化審査意見書より将来負担比率について

(平成21年度財政健全化審査意見書より)

将来負担比率について

平成21年度の将来負担比率の算定結果は50.2%となり、前年度の50.7%と比べわずかながら好転している。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示しているとおおり、「良好」な値を維持している。

上記のとおり、本年度は数値の上では前年度と比べ大きな差はないが、比率算出の分子の構成要素である「久留米市の一般会計等が将来負担すべき債務（企業会計、一部事務組合及び設立法人などを含む。）」（以下「将来負担額」という。）や、「将来負担額」から控除することとされる「充当可能財源等」は、様々な要因により変動しているため、ここに述べておく。

まず、「将来負担額」については、「地方債の現在高」は増加しているが、「債務負担行為に基づく支出予定額」及び「設立法人の負担額等負担見込額」などは、土地開発公社が保有する土地を市が買い戻し、土地開発公社の債務が減少したことにより減少したため、「将来負担額」全体としては、約15.7億円減少している。

一方、「充当可能財源等」について見てみると、その一つである「充当可能基金」は、地域・生活振興基金（ガス）の新規積立などにより増加した。しかし、もう一つの「充当可能特定歳入」の額が、都市計画税充当見込額の算定基準の変更などにより、「充当可能基金」の増加額を上回って減少したため、充当可能財源等全体としては、約16.8億円減少している。

このように、両者とも減少したが、「将来負担額」よりも「充当可能財源等」の減少額が大きかったため、約1.1億円の増加（増加率0.4%）となったものである。

(平成22年度財政健全化審査意見書より)

将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率の算定結果は26.8%となり、前年度の50.2%と比べ、数値上は大きく「向上」した形となっている。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

前年度と比べて本年度の数値は良好な方向へ大きく動いているが、その主な要因は、将来負担額から控除することとされる充当可能財源等のうち都市計画事業債に係る対象の捉え方を、当比率の算定精度を高めるため、これまで以上に細かく区分して把握するよう財政当局が基本的に見直した結果、充当可能財源として算入の対象となる市債が増えたためである。

つまり、この比率の「向上」については、起債状況をはじめとして、本市の財政的な負担状況に大きな変化が見られたというような実質的な理由があったわけではないということに十分に留意する必要がある。

もうひとつの理由としては、前年度に比べて臨時財政対策債償還費及び合併特例債償還費が増加したことにより、分子から控除することとされる充当可能財源等のうち基準財政需要額算入見込額が増加したことで、更に分子が減少したことが挙げられる。

(平成23年度財政健全化審査意見書より)

将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率の算定結果は20.7%となり、前年度の26.8%と比べ数値は下がっている。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

本年度の数値は、前年度と比べて良好な方向へ動いているが、その主な要因は、一般会計等が将来負担すべき債務（将来負担額）において、債務負担行為に基づく支出予定額に新たな負担増がないことや、繰上償還があったことから減少したほか、公営企業債等算入見込額や退職手当負担見込額などが全体的に減少したことにより、分子の金額が減少したものであり、経年的な要因が大きいと思われる。また、もうひとつの要因は、将来負担額から控除する充当可能財源等において、都市計画税収充当見込額の減少により、充当可能特定歳入は減少したが、臨時財政対策債償還費や合併特例債償還費が増加したことにより、基準財政需要額算入見込額が増加したために、将来負担額から控除する金額が大きく減少しなかったことが挙げられる。

なお、地方債現在高そのものについては、若干ではあるが減少し、その内訳についても、臨時財政対策債償還費が増加していることからわかるように、国から地方交付税で措置される臨時財政対策債の割合が年々増加してきており、市が独自に負担する借金は減少してきていると考えることができ、このことについては一定の評価はできる。

(平成24年度財政健全化審査意見書より)

将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率の算定結果は9.1%となり、前年度の20.7%と比べ数値は大幅に下がっている。早期健全化基準の350%と比較しても「良好」さを維持しているといえる。

前年度との比較は、【将来負担比率年次推移表】に示すとおりである。

本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債・合併特例債の発行などで地方債の現在高が増加したものの、基金の運用方法の見直しによる比率算定時点における貸付金額の減や財政調整基金の積み増しによる充当可能基金の増加と臨時財政対策債・合併特例債発行額の増加で、基準財政需要額算入見込額が増加し、将来負担額から控除する額が大きく増加して、分子が減少したことが挙げられる。

(平成25年度財政健全化審査意見書より)

将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率の算定結果は4.5%で、前年度の9.1%から半減している。早期健全化基準の350%を下回り、「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債や合併特例債の発行などによって将来負担額が増加したものの、職員数や退職手当支給率の減少に伴う退職手当見込額の減少などにより、その増加幅が圧縮されたこと、また、充当可能財源が、財政調整基金の積み増しなどにより増加したことなどが挙げられる。このことによって、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた額（分子）が減少し、比率が向上したものである。



(3) 中核市H24年度決算に基づく健全化判断比率との比較

中核市H24年度決算に基づく健全化判断比率との比較

実質公債費比率(%)

1	岡崎市	-1.0
2	高槻市	-0.6
3	船橋市	0.7
4	豊田市	3.2
5	久留米市	3.9
6	岐阜市	4.5
7	鹿児島市	5.1
8	横須賀市	6.4
9	東大阪市	6.6
9	福山市	6.6
11	郡山市	6.7
12	宇都宮市	7.5
13	川越市	7.6
14	旭川市	7.9
15	豊橋市	8.1
16	松山市	8.3
17	金沢市	8.4
18	高崎市	8.5
18	西宮市	8.5
20	函館市	8.6
21	柏市	8.9
22	姫路市	9.1
23	長崎市	9.2
24	大津市	9.4
25	豊中市	9.8
26	高松市	10.0
26	大分市	10.0
28	前橋市	10.1
28	倉敷市	10.1
28	長野市	10.1
31	宮崎市	11.1
32	和歌山市	11.5
33	下関市	11.7
34	いわき市	12.6
35	秋田市	12.7
35	尼崎市	12.7
37	盛岡市	13.3
37	青森市	13.3
39	奈良市	13.5
40	富山市	13.9
41	那覇市	14.2
42	高知市	18.4

H25 久留米市  
3.7

将来負担比率(%)

1	岡崎市	-
1	高槻市	-
1	船橋市	-
1	豊田市	-
5	郡山市	4.2
6	岐阜市	5.8
7	久留米市	9.1
8	宇都宮市	17.7
9	長野市	24.9
10	東大阪市	27.5
11	豊中市	34.7
12	福山市	36.7
13	鹿児島市	38.7
14	大津市	42.1
15	高崎市	48.8
16	豊橋市	52.0
17	柏市	52.4
18	西宮市	54.8
19	姫路市	56.5
20	横須賀市	64.3
21	松山市	67.9
22	川越市	70.0
23	いわき市	70.2
24	倉敷市	74.0
25	函館市	79.0
26	大分市	79.1
27	長崎市	83.1
28	前橋市	86.4
29	高松市	88.9
30	盛岡市	89.7
31	金沢市	92.2
32	宮崎市	93.2
33	下関市	100.5
34	秋田市	102.3
35	旭川市	102.9
36	那覇市	131.1
37	青森市	134.7
38	和歌山市	137.0
39	尼崎市	155.6
40	富山市	159.1
41	高知市	180.7
42	奈良市	196.5

H25 久留米市  
4.6

平均値 8.8

平均値 70.1

「-」は0として平均を算出

※実質公債費比率のマイナスは、実質的な公債費を元利償還金に係る交付税算入額等が上回っていることを表しています。

※将来負担比率の「-」は、充当可能財源が将来負担額を上回っており、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

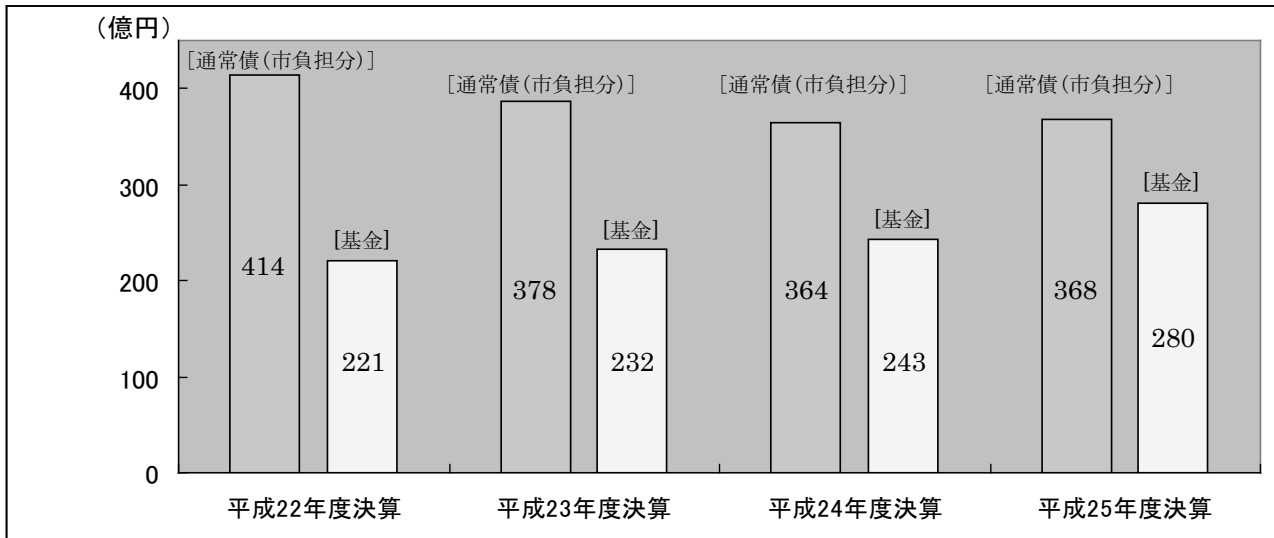
総務省ホームページ「平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より(2013.11.29)

### 3. 通常債（市負担分）と基金残高の推移

市債残高のうち、市が将来負担する実質的な借入残高〔通常債（市負担分）〕は、市債残高全体から国の臨時財政対策債と通常債に対する交付税充当額を控除した額である。

例えば、平成25年度末の市債1,264億円から臨時財政対策債424億円と通常債（交付税充当分）472億円を引いた残高368億円となる。

そこで、この金額と基金残高を比較すると次の表になる。



∴基金残高は5月末時点の金額

上記の様に市の実質的な借入残高〔通常債（市負担分）〕と基金残高の推移や将来負担比率の推移においても、比較的健全な財政状況だと思われる。

## 第5章 各種基金の残高確認について

### 1. 各種基金「残高確認」監査手続

(現金＝預金)

- ① 当所作成の「残高確認書（返信用・貴行控）」に各「基金名」久留米市会計管理者の氏名印鑑を押し現物を、指定金融機関に対しては直接持参し手渡しする。(38口)

指定代理金融機関に対しては、郵送により実施し、「残高確認書」を直接当所に郵送してもらう。(1口)さらには、後日回答は、指定金融機関に対しては直接取りに行き、指定代理金融機関は、郵送にて受理する直接確認の監査手続を実施した。

(有価証券・債券)

- ① 各証券会社による「預り書」(久留米市入手)を各基金・各証券会社・各銘柄に区分して残高と突合を実施する。

2. 直接確認実施結果表（現金＝預金）

（単位：千円）

区 分	H25 年度末	直 接 確 認			
		金 額	差 違	運用形態	備 考
財政調整基金	4,540,548	4,540,548	0	普通預金	銀 行
都市建設基金	403,424	403,424	0	普通預金	銀 行
久留米市土地開発基金	2,135,485	2,135,485	0	普通預金	銀 行
久留米市高額療養費支払資金貸付基金	45,000	45,000	0	普通預金	銀 行
久留米市社会福祉振興基金	149,063	149,063	0	普通預金	銀 行
久留米市ふるさと文化創生基金	184,872	184,872	0	普通預金	銀 行
久留米市国際交流基金	158,812	158,812	0	普通預金	銀 行
減債基金	1,797,512	1,797,512	0	普通預金	銀 行
久留米市スポーツ振興基金	71,157	71,057	0	定期預金	銀 行
		100	0	普通預金	銀 行
久留米市石橋福祉基金	154,780	154,780	0	普通預金	銀 行
久留米市総合都市プラザ整備基金	340,028	340,028	0	普通預金	銀 行
久留米市青少年健全育成基金	24,987	24,987	0	普通預金	銀 行
久留米市ふるさと・水と土保全基金	50,407	50,407	0	普通預金	銀 行
久留米市歴史博物館建設基金	21,884	21,884	0	普通預金	銀 行
久留米市環境整備基金	51,399	51,399	0	普通預金	銀 行
久留米市子育て支援基金	178,199	178,199	0	普通預金	銀 行
久留米市営住宅整備基金	279,090	279,090	0	普通預金	銀 行
久留米市特別奨学金基金	12,088	12,088	0	普通預金	銀 行
退職手当基金	1,772,806	1,772,806	0	普通預金	銀 行
久留米市教育振興基金	79,871	79,871	0	普通預金	銀 行
久留米市振興基金	5,090	5,090	0	普通預金	銀 行
久留米市国民健康保険財政調整積立基金	569,864	569,864	0	普通預金	銀 行
久留米市営駐車場整備基金	117,358	117,358	0	普通預金	銀 行
久留米競輪基金	287,953	287,953	0	普通預金	銀 行

(単位：千円)

区 分	H25 年度末	直 接 確 認			
		金 額	差 違	運用形態	備 考
久留米市介護給付費準備基金	1,218,779	1,218,779	0	普通預金	銀 行
久留米市境社会福祉基金	10,122	10,122	0	普通預金	銀 行
久留米市田主丸地域振興基金	93,065	93,065	0	普通預金	銀 行
久留米市北野地域振興基金	384,705	384,705	0	普通預金	銀 行
久留米市城島地域振興基金	319,065	319,065	0	普通預金	銀 行
久留米市三潞地域振興基金	453,837	453,837	0	普通預金	銀 行
久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	31,436	31,436	0	普通預金	銀 行
久留米市暴力追放推進基金	28,795	28,795	0	普通預金	銀 行
ふるさと久留米応援基金	7,307	7,307	0	普通預金	銀 行
久留米市広域定住自立圏形成基金	0	—	—	—	—
久留米市地域活性化・生活対策基金	0	—	—	—	—
久留米市消防基金	516,365	516,365	0	普通預金	銀 行
久留米市介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	—	—	—	—
久留米グリーン・ニューディール基金	0	—	—	—	—
地域・生活振興基金	0	—	—	—	—
地域活性化・公共投資基金	0	—	—	—	—
久留米市住民生活に光をそそぐ基金	0	—	—	—	—
久留米市地域・生活振興基金	3,025,835	3,025,835	0	普通預金	銀 行
久留米市産業技術振興基金	252,770	252,770	0	普通預金	銀 行
久留米競輪場施設等改善基金	440,494	440,494	0	普通預金	銀 行
久留米市地域経済活性化元気基金	3,287,017	3,287,017	0	普通預金	銀 行
合 計	23,501,269	23,501,269	0		

3. 預り証等残高確認実施結果表（債券・有価証券）

（単位：千円）

区 分	H25 年度末	残 高 確 認			
		受渡し額	差 違	備 考	銘 柄 名
財政調整基金	1,699,308	99,731		証券会社	第 321 回利付国債(10 年)・0067.321
		499,750		証券会社	東京都公募公債第 620 回・0100.687
		99,970		証券会社	東京都公募公債第 692 回・0100.692
		400,102		証券会社	第 335 回大阪公募公債(10 年)・0200.335
		100,025		証券会社	大阪市平成 21 年度第 9 回公募公債・0500.19.2
		199,900		証券会社	87 回東京都公募公債
		199,860		証券会社	埼玉県公募公債
		99,970		証券会社	京都府公募公債
		1,699,308	1,699,308	0	
久留米土地開発基金	752,728	752,728	0	久留米市	競輪事業特別会計 : 751,380
					七浦多目的広場 : 1,348 整備事業
減 債 基 金	499,980	300,000		証券会社	千葉市平成 24 年度第 2 回公募公債・0161.42.1
		199,980		証券会社	第 2 回新関西国際空港債券・0936.2.3
499,980	499,980	0			
久留米市総合都市 プラザ整備基金	99,970	99,970	0	証券会社	第 56 回大阪府公募公債(5 年)・0200.56.33
久留米市振興基金	3,994,910	1,898,930		証券会社	東京都公募公債第 620 回・0100.620
		104,959		証券会社	宮城県公募公債第 5 回 2 号(5 年)・0195.52.1
		199,960		証券会社	京都市平成 21 年度第 6 回公募公債・0541.16.1
		99,960		証券会社	5 回 2 号宮城県公募公債 5 年
		490,041		証券会社	利付国債(2 年)第 326 回
		200,290		証券会社	(67)利付国庫債券 269
		99,960		証券会社	宮城県公募公債第 5 回 2 号(5 年)
		99,980		証券会社	京都市平成 21 年度第 6 回公募公債
		200,290		証券会社	利付国庫債券(10 年)269 回

(単位：千円)

区 分	H25 年度末	残 高 確 認			
		受渡し額	差 違	備 考	銘 柄 名
		200,290		証券会社	利付国債(10年)第269回
		99,980		証券会社	京都市平成21年度第6回公募公債
		200,290		証券会社	269 10年国債
		99,980		証券会社	21-6 京都市5年
	3,994,910	3,994,910	差違： 0		
小 計	7,046,896	7,046,896	0	(債券・有価証券)	
小 計	23,501,269	23,501,269	0	(預金＝現金)	
総 合 計	30,548,165	30,548,165	0		

(備考) 財産区基金等

(単位：千円)

区 分	残 高 確 認		
	受渡し額	備 考	銘 柄 名
高良内財産区基金	—	証券会社	第428回国庫短期証券・0074.428
田主丸財産区基金	99,443	証券会社	第326回利付国債(10年)・0067.321
	49,980	証券会社	22年度5回札幌市公募公債5年
	49,980	証券会社	京都市公募公債・平成22年度第3回
	79,990	証券会社	国庫短期証券・第428回
	279,393		
市営住宅入居敷金	139,944	証券会社	京都府平成22年度第1回公募公債

#### 4. 意 見

各基金の内（債券・有価証券）の残高中、田主丸財産区基金および高良内財産区基金については、証券会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」になっている。

法律に基づき財産区の基金の保管は、自治体の会計管理者が行うことが義務付けられているため、他の自治体においても同様の取扱いになっているとの事だが、久留米市の基金とは別に財産区毎に運用している基金であるので、証券会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」とは別の口座で管理したほうがよりわかりやすいのではないかと思われる。



## 第6章 各基金総括表

詳細な内容については後段で述べるが、ここでは要約した形で示す事にする。

### 1. 各基金総括表

区 分	指 摘 事 項	意 見
1. 財政調整基金	な し	1. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。 2. 今後の検討として処分の制限を別の形の積立金として機動的に取崩す方法も考えられる。
2. 都市建設基金	な し	1. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。 2. これまでと全く同様に、単純に全く取崩しをしないという方針は基金の目的から疑問がある。
3. 久留米市土地開発基金	な し	1. シャロン跡地の取得価額と現在の時価との関係又この取得価額との対比で効率的な運用をすべき。 2. 基金の余資がある場合、市の他部局、外郭団体等でより有利な活用方法を検討する必要がある。 3. 近年の取崩の利用が減少している為、他の基金とバランスを考慮した上で取崩を行う事も一案である。 4. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。
4. 久留米市高額療養費支払資金貸付基金	な し	1. 基金残高の減額を検討すべき。 2. 貸付制度の運用を見直し、基金の廃止も検討すべき。
5. 久留米市社会福祉振興基金	な し	久留米市石橋福祉基金と統合を検討すべきである。
6. 久留米市ふるさと文化創生基金	な し	1. 活用目的が異なる寄附金が混在しているので区分管理を徹底していく必要がある。 2. 寄附者の目的に合致した活用に注意。
7. 久留米市国際交流基金	な し	1. 時代(低金利等)に即応した中・長期的な展望での基金のあり方を再検討すべきである。 2. 基金設定の目的に合致した活用がなされているかの情報開示が必要と思われる。
8. 減債基金	な し	取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。
9. 久留米市スポーツ振興基金	な し	1. 基金として積立の必要性について再検討すべき。 2. 重要な決裁文書については永久保存すべきである。
10. 久留米市石橋福祉基金	な し	久留米市社会福祉振興基金と統合を検討すべきである。

区 分	指 摘 事 項	意 見
11. 久留米市総合都市プラザ整備基金	な し	基金が目的に即して充当された事や目的外の新たな積立がされていないか確認していく必要がある。
12. 久留米市青少年健全育成基金	な し	久留米市子育て支援基金との統合を行うべきである。
13. 久留米市ふるさと・水と土保全基金	な し	運用収益で、効果的な事業を実施できる額を確保することは難しく、基金の有する資金を有効に活用する途を明確にするか、廃止も視野に入れて検討すること。
14. 久留米市歴史博物館建設基金	な し	目的の実行可能性と他の有効利用の検討をすべきものの。
15. 久留米市環境整備基金	な し	目的達成のためにさらなる環境整備事業の推進が望まれる。
16. 久留米市子育て支援基金	な し	久留米市青少年健全育成基金との統合を行うべきである。
17. 久留米市営住宅整備基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	1. 積立財源は発生した年度に積立を行うなど、積立に係るルールを明確にする必要がある。 2. 基金の中・長期的な計画や将来のあり方を検討し、基金の活用に取り組んでいくことが望まれる。
18. 久留米市特別奨学金基金	奨学金受給者の受給後の経済状況について継続的に再審査すべきである。	今後の問題として、制度が変わりそうだが、久留米市が主体性を発揮できる新たな基金の創設が望まれる。
19. 退職手当基金	な し	1. 現時点では今後退職者が急増する事情がない限り、かかる基金の存在意義は乏しいと思われる。 2. 目的基金の為、退職金の支払は一般会計からではなく退職金基金の取崩しにより行うべきである。
20. 久留米市教育振興基金	な し	1. 基金集めの広報の方法を検討すべき。 2. 市もすでに検討済みだが、新しい基金の創設が必要と思われる。
21. 久留米市振興基金	な し	1. 振興基金の存在意義は乏しく今後の運用・処分を検討すべき。 2. 例えば、都市建設基金が目的とする事業に積極的に拠出することや、基金の統合を考えるべき。 3. 取り崩しに関しては、当該基金の目的に従う限りソフト面に拠出することも認められるはずである。
22. 久留米市国民健康保険財政調整積立基金	な し	な し

区 分	指 摘 事 項	意 見
23. 久留米市営駐車場整備基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	将来的に、基金が枯渇する可能性があり、今後中・長期的な改修計画を策定し、基金の活用方法について検討することが望まれる。
24. 久留米競輪基金	な し	設置目的が運営経費に充当するものである為、今後確保すべき適正額について検討・研究が必要と思われる。
25. 久留米市介護給付費準備基金	な し	な し
26. 久留米市境社会福祉基金	な し	他の社会福祉関連の基金と統合を検討すべきである。
27. 久留米市地域振興基金	な し	合併から10年が経過し、地域振興基金事業は終了となるが、継続して実施する必要がある事業についても事業内容等の見直しを行う必要があると思われる。
(1)久留米市田主丸地域振興基金	な し	田主丸財産区に繰出しが行われているが、財産区にはまだ残高が残っているため、これに対しては何らかの開示をする必要がある。
(2)久留米市北野地域振興基金	な し	な し
(3)久留米市城島地域振興基金	な し	少子高齢化にともない、今後校区コミュニティセンターの整備又施設規模等についても検討すべき。
(4)久留米市三潞地域振興基金	な し	な し
28. 久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	な し	今後の問題として廃止の予定である為、この事に対しての確認をする必要がある。
29. 久留米市暴力追放推進基金	な し	基金の有効活用のためには、協議会の組織体制の検討と各関係機関・団体間での密接な情報交換が望まれる。
30. ふるさと久留米応援基金	な し	財源確保のため、さらなる寄附金の増大をはかる施策を検討すべき。
31. 久留米市消防基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	基金の中・長期的な計画や将来のあり方を検討し、基金の活用に取り組んでいくことが望まれる。
32. 久留米市地域・生活振興基金	な し	特定目的基金である以上、それに合致した運用か、又できなければ廃止も考えるべき。

区 分	指 摘 事 項	意 見
33. 久留米市産業技術振興基金	な し	1. 基金自体の充当・実情報告の見直しが必要と思われる。 2. 効率的な基金の運用の為に事業の見直し等、慎重に検討する必要があると思われる。
34. 久留米競輪場施設等改善基金	な し	基金の有効活用又、施設の老朽化も進んでいる為、積立基金の適正規模を今後検討・研究等が必要と思われる。
35. 久留米市地域経済活性化元気基金	な し	な し

## 2. 総 括

各基金の統廃合の問題、又各基金の取崩等も含めた合目的性の活用の問題が多少あると思われる。活用にとまなう決裁文書等の保存の重要性（意思決定の明確化・責任所在の明確化）又、制度上改正すべき内容を含んだ基金も存在している。

今後、基金自体の活用については合規制はもちろんだが、経済性・効率性・有効性の観点から活用すべきと思われる。